

お客様各位

改正利息制限法の施行に伴う融資関連手数料の取扱いについて

平成 22 年 6 月 18 日からの改正利息制限法の施行を受け、「条件変更手数料及び不動産調査手数料等融資関連手数料」もみなし利息と見なされ、通常の利息に手数料を加えて計算した利率が、同法で規定する利息の制限を超えてはならないこととなりました。

つきましては、融資関連手数料は従前通り実行時にいただきますが、平成 22 年 6 月 18 日以降に条件変更及び新規実行等により手数料をいただいたお客様を対象とし、ご融資完済時に債権ごとに計算を行い、利息の制限を超過するお客様につきましては、手数料の全額を返却させていただきます。

以上